第四節　認定排除措置計画の変更

（認定排除措置計画の変更の認定の申請方法）

第十四条　法第四十八条の三第三項の認定を受けた者であって同条第八項の規定により当該認定に係る排除措置計画（以下この節において「認定排除措置計画」という。）を変更しようとする者は、様式第二号による申請書を委員会に提出しなければならない。

2　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。この場合において、当該書類が日本語で作成されていないものであるときは、当該書類に日本語の翻訳文を添えなければならない。

一　排除措置が疑いの理由となった行為を排除するために十分なものであることを示す書類

二　排除措置が確実に実施されると見込まれるものであることを示す書類

三　その他委員会が法第四十八条の三第八項の規定による変更の認定をするため参考となるべき事項を記載した書類

第十五条　認定排除措置計画の変更の認定の申請をした者（以下この節において「申請者」という。）は、申請書類の記載事項に変更がある場合は、その申請に係る処分がされるまでの間に、変更内容を記載した報告書を委員会に提出することができる。

第十六条　第十条の規定は、前二条の規定により文書を提出する場合について準用する。

第十七条　申請者は、申請をした日からその申請に係る処分がされるまでの間、いつでも、第十四条第二項第三号に規定する書類の提出を追加して行うことができる。

（認定書の送達）

第十八条　法第四十八条の三第九項において準用する同条第五項に規定する認定書の謄本は、申請者又はその代理人にこれを送達しなければならない。

（決定書の送達等）

第十九条　法第四十八条の三第九項において準用する同条第七項において読み替えて準用する同条第五項に規定する決定書の謄本は、申請者又はその代理人にこれを送達しなければならない。

2　前項の決定書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一　認定排除措置計画の変更の認定の申請を却下した旨

二　却下の理由

第四章　排除措置計画の認定の取消し

（決定書の送達等）

第二十条　法第四十八条の五第二項において読み替えて準用する法第四十八条の三第五項に規定する決定書の謄本は、当該認定を受けた者又はその代理人に送達しなければならない。

2　前項の決定書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一　排除措置計画の認定を取り消した旨

二　取消しの理由

第五章　法第四十八条の六の規定による通知

（通知書の送達）

第二十一条　法第四十八条の六の規定による通知は、同条第一号に掲げる者又はその代理人に対し、同条第二号に掲げる事項を記載した文書を送達して行うものとする。

第六章　排除確保措置計画

第一節　排除確保措置計画の認定の申請

（排除確保措置計画の認定の申請方法）

第二十二条　法第四十八条の七第一項の規定による申請をしようとする者は、様式第三号による申請書を委員会に提出しなければならない。

2　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。この場合において、当該書類が日本語で作成されていないものであるときは、当該書類に日本語の翻訳文を添えなければならない。

一　排除確保措置が疑いの理由となった行為が排除されたことを確保するために十分なものであることを示す書類

二　排除確保措置が確実に実施されると見込まれるものであることを示す書類

三　その他委員会が法第四十八条の七第三項の認定をするため参考となるべき事項を記載した書類

第二十三条　法第四十八条の七第一項の規定による申請をした者（以下この節から第三節までにおいて「申請者」という。）は、申請書類の記載事項に変更がある場合は、同項の期間が経過する日までに、変更内容を記載した報告書を委員会に提出することができる。ただし、既にその申請に係る処分がされているときは、この限りでない。

第二十四条　第十条の規定は、前二条の規定により文書を提出する場合について準用する。

第二十五条　申請者は、申請をした日からその申請に係る処分がされるまでの間、いつでも、第二十二条第二項第三号に規定する書類の提出を追加して行うことができる。

第二節　認定

（認定書の送達）

第二十六条　法第四十八条の七第四項において準用する法第四十八条の三第五項に規定する認定書の謄本は、申請者又はその代理人にこれを送達しなければならない。

第三節　却下

（決定書の送達等）

第二十七条　法第四十八条の七第六項において読み替えて準用する法第四十八条の三第五項に規定する決定書の謄本は、申請者又はその代理人にこれを送達しなければならない。

2　前項の決定書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一　排除確保措置計画の認定の申請を却下した旨

二　却下の理由

第四節　認定排除確保措置計画の変更

（認定排除確保措置計画の変更の認定の申請方法）

第二十八条　法第四十八条の七第三項の認定を受けた者であって同条第七項の規定により当該認定に係る排除確保措置計画（以下この節において「認定排除確保措置計画」という。）を変更しようとする者は、様式第四号による申請書を委員会に提出しなければならない。

2　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。この場合において、当該書類が日本語で作成されていないものであるときは、当該書類に日本語の翻訳文を添えなければならない。

一　排除確保措置が疑いの理由となった行為が排除されたことを確保するために十分なものであることを示す書類

二　排除確保措置が確実に実施されると見込まれるものであることを示す書類

三　その他委員会が法第四十八条の七第七項の規定による変更の認定をするため参考となるべき事項を記載した書類

第二十九条　認定排除確保措置計画の変更の認定の申請をした者（以下この節において「申請者」という。）は、申請書類の記載事項に変更がある場合は、その申請に係る処分がされるまでの間に、変更内容を記載した報告書を委員会に提出することができる。

第三十条　第十条の規定は、前二条の規定により文書を提出する場合について準用する。

第三十一条　申請者は、申請をした日からその申請に係る処分がされるまでの間、いつでも、第二十八条第二項第三号に規定する書類の提出を追加して行うことができる。

（認定書の送達）

第三十二条　法第四十八条の七第八項において準用する同条第四項において準用する法第四十八条の三第五項に規定する認定書の謄本は、申請者又はその代理人にこれを送達しなければならない。

（決定書の送達等）

第三十三条　法第四十八条の七第八項において準用する同条第六項において読み替えて準用する法第四十八条の三第五項に規定する決定書の謄本は、申請者又はその代理人にこれを送達しなければならない。

2　前項の決定書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一　認定排除確保措置計画の変更の認定の申請を却下した旨

二　却下の理由